



神崎満治郎・金子登志雄・鈴木龍介編著  
『論点解説 商業登記法コンメンタール』

【評者】 寛 康生

商業登記法についてのコンメンタールの出版は長く待たれていた。本書はこれに答えるものである。その出版が困難なのは、コンメンタールの作成のためには、学説、先例、判例の詳細な調査を必要とし、特に、頻繁に改正される法令に追いつくことが困難であることによるものと考えられる。本書の前にも、商業登記法についてのコンメンタールはあったが、学説に偏しすぎ、実務的でないとか、改正に即応していないとの難があった。

本書の「はしがき」によると、本書の特色として、「最新の会社法、商法の改正に即応していること」「主要な商業登記関連書籍を網羅したこと」「ユーザーの視点から解説」が挙げられている。この試みは成功しているように思える。特に、「ユーザーの視点から解説」については、「登記実務に直結した」コンメンタールという点がある。それを可能にしたのは、編著者に、商業登記に精通した者を得たことにある。編者に当たっている人は、各地で商業登記の指導に当たっている人である。また、編者以外の著者は、全員司法書士として、商業登記の実務に従事されている。複数人で執筆された箇所については、相互にチェックされ、精度を高めたとのことである。

会社法は政策立法ではないので、法秩序を統括する行政庁は存しない。しかし、会社法制の基本となる登記事項については、登記官による審査が行われ、登記懈怠については、過料の制裁がかなり厳格に行われている。会社法秩序を

維持するには、登記制度の正確性が必須であり、そのためには、登記代理を業とする司法書士と登記官の協力と能力の維持が必要である。

しかし、現在、この登記制度を通じての会社法秩序の維持は人的な面から危殆に瀕していると言っても過言ではない。

商業登記法は、不動産登記法と異なり、もともと非訟事件手続法により規定されていたが、昭和38年に独立した法律であり、その手続は、商法、会社法等の実体法規と不可分に関連し、その正確な理解がないまま、商業登記に関わるのは危険であり、専門職である司法書士の関与が重要である。しかし、現状は、商業登記においては、本人申請の割合が高く、それも装われた本人申請であることが多い。これは、今に始まったことではないが、司法書士の商業登記忌避の傾向がある。その原因として、司法書士の多くが不動産登記事務に依拠し、商業登記を食わず嫌いになり、面倒がる、あるいはペイしないものと考えていることがあるといわれる。

しかし、商業登記所の統合により、法務局職員の商業登記に関与する機会が少なくなり、長期的には、法務局の審査体制が弱体化することが危惧され、司法書士の役割は一層増している。本書が、商業登記に従事する人々、特に司法書士、法務局職員の座右に置かれ、商業登記制度の維持発展に寄与することを期待する。

(金融財政事情研究会、A5判560頁・定価：6,000円＋税)

(評者は弁護士／元日本公証人連合会会長)